

新エネ第 222 号

平成30年(2018年)5月10日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

玄海原発反対からつ事務所

原発を考える鳥栖の会

今を生きる会

原発知っちょる会

風ふくおかの会

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

たんぽぽとりで

東区から玄海原発の廃炉を考える会

福岡で福島を考える会

あしたの命を考える会

各団体代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への要請・質問書に対する回答について

2018年3月19日に提出された要請・質問書に、別紙のとおり回答します。

2018年3月19日付け要請・質問書への回答

【要請事項】

1. 玄海再稼働同意を撤回し、県として全市町において住民説明会のやり直し開催をすること

昨年の説明会は問題だらけでした。開催するにあたっては、以下の点を求めます。

- a. 質問を1人1分1問などと制限して、不安や疑問を表明しようとする住民に圧力をかけないこと。
- b. 当日突然、専門的資料を渡されても住民は分かるはずがありません。周知期間を十分とり、回覧板をまわすなど、全世帯に行き届くようにすること。
- c. 子育て中の人、放射線の影響が大きい子ども達、離島の住民などが参加しやすいよう、平日夜の開催だけでなく、週末や昼間の時間帯での開催も行うこと。
- d. 要援護者は説明会場に行くのさえ困難です。個別に説明の場を持つこと。
- e. 説明会の場において慎重・反対の立場の専門家にも登壇してもらい説明と討論に加わってもらうこと。
- f. 説明者が延々と同じことを繰り返したり、回答をはぐらかしたりするのをやめさせること。
- g. 特に避難計画については、県の責任を明確にした上で細やかな説明をすること。

(答)

- 県では、平成29年2月21日～3月3日に、「玄海原子力発電所に関する県民説明会」を唐津、武雄、佐賀、伊万里、鳥栖の県内5地域で開催しました。
- この説明会については、県民の皆様が国や事業者の説明を聞く機会が必要との考え方から開催したものです。
- 開催にあたっては、できるだけ参加しやすいように事前申込みを不要とし、また、県ホームページをはじめ新聞、ラジオ、さらには市町を通じた広報などを実施し周知を図ったほか、新聞、テレビ等の報道でも複数回にわたり大きく取り上げられるなど、相当程度の周知が図られたと考えています。
- また、説明会に参加できなかった県民の皆様のために、説明会の様子をインターネットで中継したほか、その様子を録画した動画や議事録を県ホームページで公開しました。
- 県民の皆様の御意見については、ホームページや御意見箱（県政提案箱）からお寄せいただけるようにするとともに、こうしていただいた意見については、全て公開してきたところです。
- こうしたことから、改めて県民説明会を開催することは考えていません。

2. 休会したままになっている「再稼働に関して広く意見を聴く委員会」を早急に開催すること

(答)

- 「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会」は、様々な観点からの意見をいただくことを目的として設置したものです。
- 今回の再稼働については、平成29年3月13日に開催した委員会において、様々な観点からの御意見をいただいたところであり、団体の代表としての意見や思いは、そこで出していただけたと思っています。
- なお、この委員会については、今後も存続させ、委員から御意見があればいつでも提出していただくこととしております。

3. 休会したままになっている「原子力安全専門部会」に、原発に慎重な立場の専門家も入れて、県として独自の検証の場をもつこと

2016年12月27日の「第一回佐賀県原子力安全専門部会」でも「2000分の1」は九電から説明されましたが、問題視されず、放置されました。こうした問題をきちんと検証できる専門家が絶対に必要です。

(答)

- 原子力発電所の安全性については、「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会 原子力安全専門部会」を設置し、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働の判断に際して助言をいただいたところです。
- なお、この専門部会では、慎重、推進といった観点ではなく、技術的に適切な助言をいただける先生方に委員になっていただいているところです。

【質問事項】

1. 甚大な被害をもたらした 3. 11 東京電力福島第一原発事故から 7 年が経ちました。最大の教訓は何だったのでしょうか。

(答)

- 福島第一原子力発電所事故では、原子力発電所の安全対策や原子力防災対策などのそれぞれの分野において様々な教訓が得られ、それらの教訓を踏まえた取組が行われたところですが、いずれの教訓も重要であり、大小を比べることは出来ないと考えています。
- 例えば、原子力発電所の安全対策については、それまで規制の対象とせずに事業者の自主的な取組とされていた重大事故への備えが不十分であったこと、とりわけ、自然災害等の单一事象に伴って電源や水源などが一斉に機能を喪失するような事態への対策が不十分であったことが明らかになりました。
- また、原子力災害対策においても、当時、防災対策が必要な地域として計画されていた 10 km 圏を超えた避難が必要になったことや無理に避難することで、かえって健康リスクを高めてしまうことなどが明らかになったところです。
- 原子力規制委員会では、こうした教訓を踏まえ、新規制基準を策定し、原子力発電所に様々な安全対策を求めています。また、国においては、福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準の考え方を踏まえて原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策の改善が図られています。
- 県では、国の原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画の修正を行っており、原発から 30 km 圏内の玄海町、唐津市及び伊万里市においても、地域防災計画や避難計画の策定や修正がなされています。

2. 上記①～⑯のすべての項目について、知事の考える「最大の教訓」と照らして安全神話だと考えるか否か、またその理由について一つ一つにお答えください。

- ① 「水素爆発は起きない」という安全神話
- ② 「水蒸気爆発は起きない」という安全神話
- ③ 「格納容器は壊れない」という安全神話
- ④ 「60分後には電源が回復して放出はほとんど止まる」という安全神話
- ⑤ 火山の破局的噴火は「予測できない」という火山専門家の総意を無視して、「起きない」とする安全神話
- ⑥ 「破局的噴火の数十年前に前兆をとらえることができる」という安全神話
- ⑦ 過小評価だとの警告を無視して「現行の基準地震動の枠内でしか地震は起きない」という安全神話
- ⑧ 「熊本地震のような二連続大地震は起きない」という安全神話
- ⑨ テロ対策施設、フィルター付ベント装置の建設は5年間猶予（3号機：2022年8月まで、4号機同9月まで）。「それまでテロや事故は起きない」という安全神話。
- ⑩ 神戸製鋼所が組織ぐるみでデータ不正を行っても、不正企業による「1年分の自主点検」だけで問題なしとする安全神話
- ⑪ 米国で激しい応力腐食割れが発生した原子炉上蓋について、3号機の交換計画を放棄したままでも問題なしとする安全神話

住民避難計画においても

- ⑫ 「原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するもの」（2016年2月3日付知事回答）とする安全神話
- ⑬ 「30キロ圏外は避難する必要がないから避難計画をつくらなくてよい」という安全神話
- ⑭ 木造家屋での屋内退避は「外部被ばくを10%減らす、内部被ばくを4分の1に減らす」、つまり被ばく必至なのに、「屋内にいることが安全への第一歩」とする安全神話
- ⑮ 渋滞や土砂災害等による通行止めなどを十分考慮せずに、安全に避難できるという安全神話
- ⑯ 放射能は風向きによって汚染の広がり方が違うのに、避難場所が1つだけよしとする安全神話
- ⑰ 要援護者は事故時に一人では動けません。個別避難計画ができていないのによしとする安全神話
- ⑱ 子どもや妊婦は被ばくの被害を受けやすいのに、被ばく前提の避難計画によしとする安全神話
- ⑲ 離島住民は悪天候の時は島外へ避難できず、蛇腹式テントなどを住民自身で組み立て、何日も閉じこもることになる。それでよしとする安全神話
- ⑳ 安定ヨウ素剤は放射能到達前に服用しなければ効果がほとんどないが、事前配布は5キロ圏（5キロ圏外には条件付きで限定的な配布）だけでよしとする安全

神話

- ㉑ 放射能汚染検査は、車両が基準値以下なら乗っている住民は検査なしでOK、車両が基準値以上でも住民の代表者一人を検査して基準値以下なら全員OKとする安全神話。しかも基準値は放射線管理区域の持ち出し基準の30倍という高い数値。
- ㉒ 避難業務に従事する自治体職員の被ばく限度は年間50ミリシーベルトでも、健康に問題なしとする安全神話。

- 県としても、「これ以上の事故は起きない」といったような誤解を与えかねない表現や説明については、安全神話につながるおそれがあり、改めるべきと考えています。
- 神戸製鋼所と三菱マテリアル関連の不適切行為に関する確認調査については、九州電力からは、確認調査を実施したところ、製品は、JIS規格を満足していること、また、実際の動作試験、点検による機能を確認していることなどから安全性に影響は与えない、との報告を受けており、このことについて国へも報告されています。
県としては、九州電力に対して、引き続き安全第一の姿勢で臨み、何か情報があれば直ちに連絡するよう求めています。
- 玄海3号機の原子炉容器上部ふたについては、海外等で発生した事象を踏まえ、平成10年に原子炉内部の部品を取り替え、上部ふた付近の水の温度を下げるこことによってひび割れを予防する対策を実施済みです。このことは、国による工事計画の認可を受けており、安全性は国によって確認されています。
また、九州電力では、更なる安全性向上の観点から、今後、上部ふたを取り替える予定であるとしています。
- 一方、住民の避難計画等の原子力災害対策については、問1でもお答えしたとおり、福島第一原子力発電所事故における教訓や国際基準の考え方を踏まえて策定された国の原子力災害対策指針に基づき、県の地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を既に策定しています。
- 原子力災害対策指針では、原子力災害時の住民への放射線の影響を最小限に抑えるための防護対策の考え方として、
 - ・ P A Z (5km圏)においては、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施
 - ・ U P Z (5~30km圏)においては、「全面緊急事態」となった場合には原則屋内退避とした上で、放射性物質の放出があった場合に、地域の空間放射線量率を測定し、その結果が基準値を超えた場合に避難を実施することが示されているところであります、この考え方に基づいて、県や市町等の計画を策定しているところです。

- また、UPZ外の地域においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間放射線量率を測定し、基準を超える空間放射線量率が確認されれば、UPZと同様に避難等の防護措置を実施することとしています。
- しかしながら、実際の災害は、想定したとおりに起こるとは限らないため、状況に応じて副次的な手段も活用するなど、しっかりオペレーションができるよう普段から習熟しておくことが極めて重要なことから、原子力防災訓練を実施しているところです。
- いずれにしても、避難計画等の整備に「完璧」や「終わり」ではなく、そして「絶対」もあり得ないという考え方のもと、今後も考えられる様々な事態を想定し、具体的な対策を考え、それに対応する訓練を行うことにより、課題を洗い出し、より実効性のある避難計画となるよう、不断の改善を図ってまいります。